軽度・中等度難聴児補聴器助成事業のご案内

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の言語・社会性の発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。

きさボン

助成対象聴力レベル（参考）

dB	聴力レベル	
0	聴者	
10		
20		
30	軽度難聴	助成対象
40	↓	
50	中等度難聴	
60	↓	
70	高度難聴	身体障害者手帳の対象
80	↓	
90	重度難聴	
100	↓	
110		
120		
130		

【助成対象者】

次の要件を全て満たす方が対象となります。

- 市内に住所を有する18歳未満の方。
- 両耳の聴力レベルが、30dB(ﾃﾞｼﾍﾞﾙ)以上70dB(ﾃﾞｼﾍﾞﾙ)未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない方。（ただし、医師が補聴器の装用を必要と認めるときは、片方または両方の耳の聴力レベルが30dB(ﾃﾞｼﾍﾞﾙ)未満の方も対象となる場合があります。）
- 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師により判断された方。

【助成額(公費負担額)】

右表の基準額と購入費用の**どちらか少ない額の3分の2**（1,000円未満の端数切捨て）**を助成します。**

【申請についての留意点】

- **購入前の申請が必要です。**
- 医師意見書の作成にかかる費用は利用者負担になります。
- 修理費は助成対象としておりません。
- 補聴器の耐用年数は5年です。一度助成を受けると原則として5年間は補助を受けることができません。

助成対象補聴器

種類	1台当たりの基準額	基準額に含むもの
軽度・中等度難聴用ポケット型	43,200円	① 補聴器本体（電池を含む。） ② イヤモールド （イヤモールドを必要としない場合は、基準額から9,000円を除く。）
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900円	
高度難聴用ポケット型	43,200円	
高度難聴用耳かけ型	52,900円	
重度難聴用ポケット型	64,800円	
重度難聴用耳かけ型	76,300円	
耳あな型（レディメイド）	87,000円	① 補聴器本体（電池を含む。）
耳あな型（オーダーメイド）	137,000円	
骨導式ポケット型	70,100円	① 補聴器本体（電池を含む。） ② 骨導レシーバー ③ ヘッドバンド
骨導式眼鏡型	127,200円	① 補聴器本体（電池を含む。） ② 平面レンズ ※平面レンズを必要としない場合は、基準額から1枚につき3,600円を除く。
FM型受信機	80,000円	※FM型受信機、FM型ワイヤレスマイク、オーディオシューを必要とする場合に加算できます。
ワイヤレスマイク（充電池含む）	98,000円	
オーディオシュー	5,000円	

※業者が材料仕入れ時に負担した消費税相当分として、基準額の100分の106に相当する額を上限とします。

【お問い合わせフォームはこちらから】

【申請に必要なもの】

- ☐ 申請書
- ☐ 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
- ☐ 軽度・中度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
  ※指定自立支援医療機関の医師が作成したもの。
- ☐ 補聴器購入に係る見積書

申請書・意見書は木更津市役所朝日庁舎　こども発達支援課にあります。

【申請先・問い合わせ先】　木更津市役所　こども発達支援課　TEL 0438-23-7244
〒292-8501　木更津市朝日3丁目10番19号　朝日庁舎

＜助成手続きの流れ＞

［代理受領の場合］

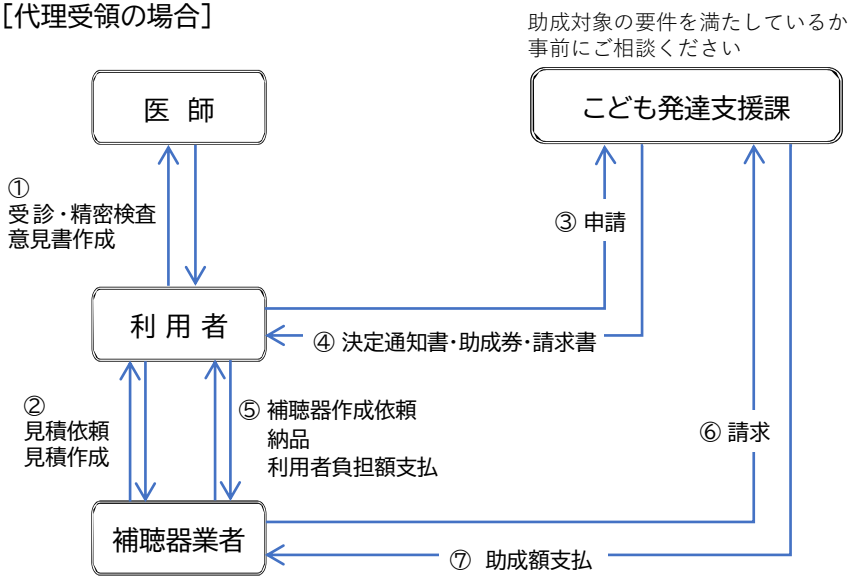

① 受診・精密検査	利用者は医師の診察(聴力検査など)を受け、補聴器装用に関する意見書の交付を受けてください。
② 見積依頼	利用者は補聴器業者に対し、医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してください。
③ 申請	利用者は、市へ下記の書類を提出してください。 【提出書類】 ☐ 申請書 ☐ 医師の意見書(※) ☐ 見積書
④ 支給決定	市は提出された書類を審査し、必要と認めた場合は利用者に決定通知書、助成券等を送付します。
⑤ 納品及び利用者負担額支払	利用者は決定通知書、助成券等を受領後、補聴器業者へ補聴器の作成を依頼してください。 納品後、利用者負担額を業者へ支払うとともに助成券を渡してください。
⑥ 公費負担額請求	補聴器業者は請求書に助成券を添付し、市へ公費負担額を請求してください。
⑦ 公費負担額支払	市は、補聴器業者からの請求に基づき、公費負担額を補聴器業者へ支払います。

☆ **ご注意ください！**

- ◆ **購入前の申請が必要です。**
- ◆ 補聴器の修理費は助成対象としておりません。
- ◆ 医師意見書の作成に係る費用は利用者負担です。
- ◆ 補聴器の耐用年数は5年です。一度助成を受けると原則5年間は補助を受けることができません。

きさポン

※意見書の作成が受けられる県内の指定医療機関　参考（R6.8.1時点）

医療機関名	所在地	電話番号
国保直営総合病院 君津中央病院	木更津市桜井1010	0438-36-1071
医療法人社団圭春会 小張総合病院	野田市横内29-1	04-7124-6666
学校法人国際医療福祉大学 国際医療福祉大学成田病院	成田市畑ヶ田852	0476-35-5600
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市下志津564-1	043-462-8811
帝京大学ちば総合医療センター	市原市姉崎3426-3	0436-62-1211
東京女子医科大学附属 八千代医療センター	八千代市大和田新田477-96	047-450-6000
医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	鴨川市東町929	04-7092-2211
順天堂大学医学部附属浦安病院	浦安市富岡2-1-1	047-353-3111
日本医科大学千葉北総病院	印西市鎌苅1715	0476-99-1111
浅野耳鼻咽喉科医院	香取市北3-12-13	0478-55-1133
千葉県こども病院	千葉市緑区辺田町579-1	043-292-2111
千葉大学医学部附属病院	千葉市中央区亥鼻1-8-1	043-222-7171
独立行政法人国立病院機構 千葉医療センター	千葉市中央区椿森4-1-2	043-251-5311